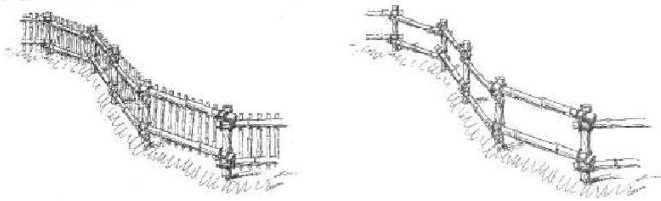


■ 水辺の広場 整備方針図(安全対策の検討) ■

①望みの丘の北側斜面地内
 目的：望みの丘から北側急斜面地や向井池水際への立ち入りを制限するために設置。
 場所：望みの丘の北側斜面地の中腹部。林の中に目立たないように設置。
 施設：竹柵又は既製品の柵
 竹柵—現地の竹を用いて竹柵を製作し設置する。
 既製品の柵—景観に配慮した柵を選定。
 また、現況への負荷が軽減される工法を選定。

竹柵のイメージ

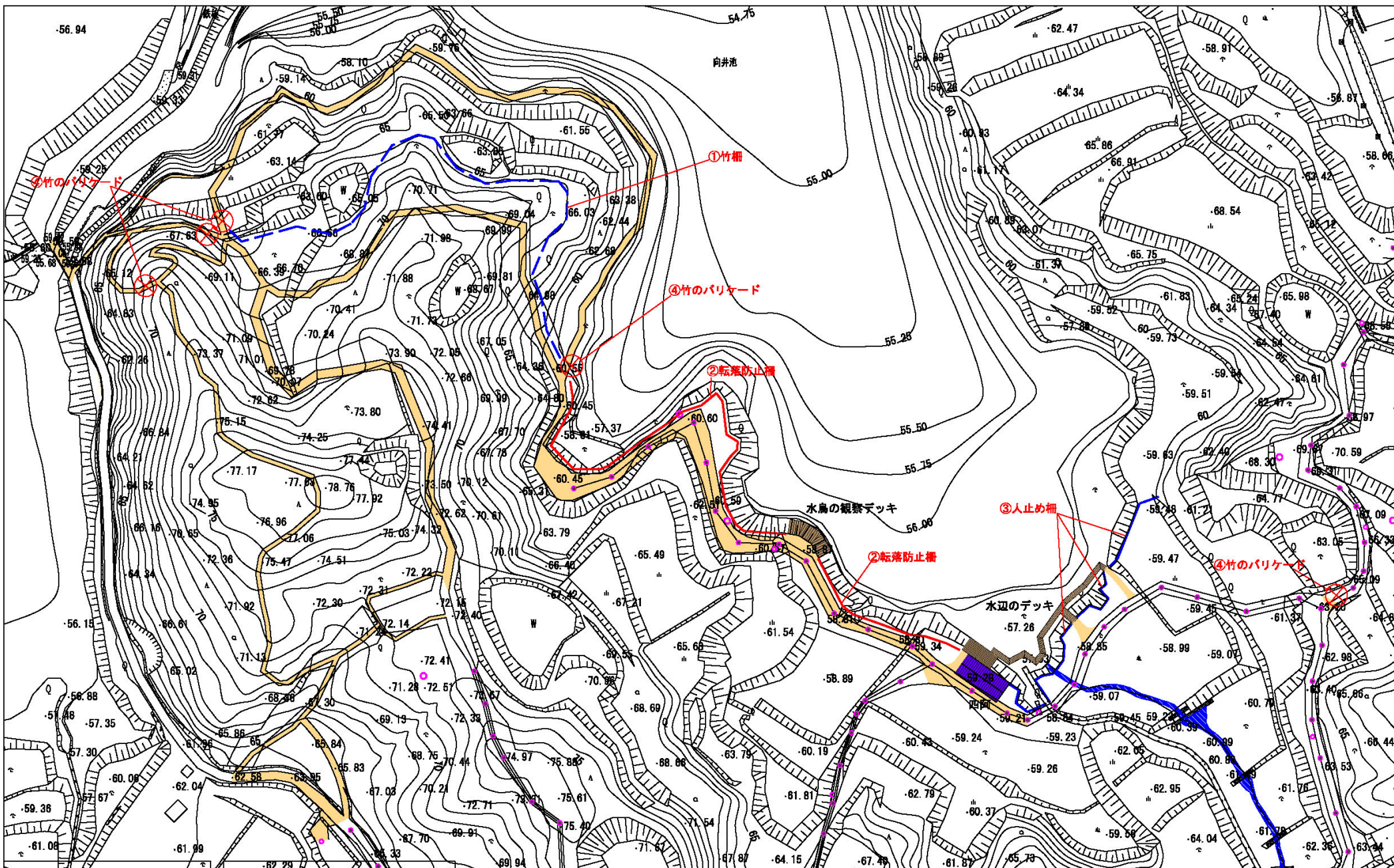
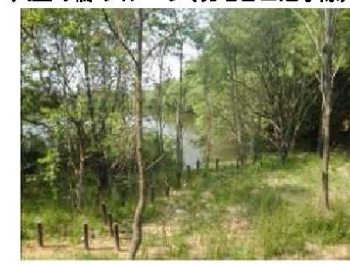


②向井池の急な水際・護岸
 目的：水際の園路の利用者の安全確保、転落防止のために設置。
 場所：水際の拠点（四阿）付近から北側。護岸が急な崖になっているところに設置。
 施設：既製品の柵—緑地内のデザイン統一を考慮し、向井池対岸や谷口池と同等の擬木柵。
 池への見通しを確保し、景観に配慮した柵を選定する。
 また、現況への負荷が軽減される工法を選定。

擬木柵のイメージ
(現地谷口池の柵)



③緩やかな水際・護岸
 目的：池の水際への緩やかな安全啓発と無秩序な立ち入りを制限するために設置。
 場所：疎林の広場の池水際付近。
 施設：人止め柵—木の丸太にロープを渡した形状で、高さは80cm程度に抑えた擬木柵。
 デザインを統一し、谷口池と同等品とする。
 人止め柵のイメージ(現地谷口池水際)



④人止めバリケード
 目的：園路の利用を規制するために設置。
 場所：未開園区域への園路入り口。
 管理用通路への入り口。
 (護岸の危険区域、カワウの区間)
 施設：竹のバリケード
 —現地の竹を地要してバリケードを製作。
 なお、パーククラブとの協働製作も検討。

竹のバリケードのイメージ

